

首都高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画

令和8年6月30日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
首都高速道路株式会社

【目 次】

1	高速道路利便増進事業	
1	上限料金の引下げに係る割引(Ⅰ)	1
2	上限料金の引下げに係る割引(Ⅱ)	2
3	上限料金の引下げに係る割引(Ⅲ)	3
4	上限料金の引下げに係る割引(Ⅳ)	4
5	環境ロードプライシング割引(Ⅰ)	5
6	環境ロードプライシング割引(Ⅱ)	7
7	曜日別時間帯別割引	9
8	大口・多頻度割引の契約単位割引	9
9	会社間連続利用割引	9
10	会社間乗継割引	10
11	中央環状線迂回利用割引	11
12	深夜割引	13
13	大口・多頻度割引の車両単位割引	13
2	高速道路貸付料の額の減額	15
3	一般会計に承継される機構債務	15
4	計画期間	16
5	実施体制	16
6	協定の変更	16

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和３３年法律第３４号。以下「法」という。）第７条第２項に基づき共同して作成し、令和３年９月１６日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第７条第８項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

法第７条第１０項第２号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

1 上限料金の引下げに係る割引（Ⅰ）

① 割引を適用する自動車

別紙１に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）を通行する普通車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が２９人以下のものうち、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のものをいう。）及び大型車〔車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員３０人以上の自動車及び大型特殊自動車（同条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。〕。

② 割引後の額

利用した出入口等（首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）が、１回の通行につき１台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。

料金距離	割引後の額	
	普通車	大型車
３０．０km 超	８５７．１４円	１，７１４．２８円

（注）

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別紙２のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

a：出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b：出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別紙 2 について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

③ 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記②に定める割引後の額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行うこととする。

④ 実施期間

平成 2 4 年 1 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

2 上限料金の引下げに係る割引(Ⅱ)

① 割引を適用する自動車

首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車（それぞれ別紙 3 に記載する自動車の車種区分をいう（以下同じ。））。

② 割引前及び割引後の額

出入口等の相互間の料金距離が、1 回の通行につき 1 台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、利便増進事業に係る割引前及び割引後の額は、それぞれ同表の額とする。

	料金距離	料金の額				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
利便増進事業に係る 割引前の額	46. 0km 超	1, 236. 3360 円	1, 507. 9200 円	1, 779. 5040 円	2, 390. 5680 円	3, 884. 2800 円
利便増進事業に係る 割引後の額	35. 7km 超	993. 0912 円	1, 203. 8640 円	1, 414. 6368 円	1, 888. 8756 円	3, 048. 1260 円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別紙 2 のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別紙2について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

③ 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記②に定める割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

④ 実施期間

平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

3 上限料金の引下げに係る割引(Ⅲ)

① 割引を適用する自動車

首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車。

② 割引前及び割引後の額

出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、利便増進事業に係る割引前及び割引後の額は、それぞれ同表の額とする。

	料金距離	料金の額				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
利便増進事業に係る 割引前の額	69.8km超	1,798.3968 円	2,210.4960 円	2,622.5952 円	3,549.8184 円	5,816.3640 円
利便増進事業に係る 割引後の額	55.0km超	1,448.88 円	1,773.60 円	2,098.32 円	2,828.94 円	4,614.90 円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別紙2のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行し

てきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別紙2について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

③ 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記②に定める割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

④ 実施期間

令和4年4月1日から令和8年10月1日以降会社が別に定める日の前日

4 上限料金の引下げに係る割引(IV)

① 割引を適用する自動車

首都高速道路を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車。

② 割引前及び割引後の額

出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、利便増進事業に係る割引前及び割引後の額は、それぞれ同表の額とする。

	料金距離	料金の額				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
利便増進事業に係る 割引前の額	69.8km超	1,963.23648 円	2,416.54560 円	2,869.85472 円	3,889.80024 円	6,383.00040 円
利便増進事業に係る 割引後の額	55.0km超	1,578.768 円	1,935.960 円	2,293.152 円	3,096.834 円	5,061.390 円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別紙2のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別紙2について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

③ 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記②に定める割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

④ 実施期間

令和8年10月1日以降会社が別に定める日から令和23年3月31日まで

5 環境ロードプライシング割引(Ⅰ)

① 割引を適用する自動車

E T C車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車

② 割引率等

20%とする。ただし、下表に定める利用区間〔神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限る。〕を通行する場合においては、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

利用区間	料金距離	割引額
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで〔大師出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	5.6 km	0円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔殿町出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	3.5 km	0円

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。	4. 1 km	380. 95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで〔東扇島出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	4. 1 km	0円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島まで（殿町出入口から東扇島出入口まで）。	7. 6 km	238. 09円
首都高速道路の路線名中、（24）、（25）及び（31）から（36）の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで。	12. 0km 超 18. 0km 以下	428. 57円
	18. 0km 超 24. 0km 以下	619. 04円
	24. 0km 超	809. 52円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目又は神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（大師出入口又は殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、（24）、（25）及び（31）から（36）の路線における各出入口等〔川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕を除く。〕まで。	12. 0km 超 18. 0km 以下	428. 57円
	18. 0km 超 24. 0km 以下	619. 04円
	24. 0km 超	809. 52円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島（東扇島出入口）から首都高速道路の路線名中、（24）、（25）及び（31）から（36）の路線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6. 0km 超 12. 0km 以下	238. 09円
	12. 0km 超 18. 0km 以下	428. 57円
	18. 0km 超 24. 0km 以下	619. 04円
	24. 0km 超	809. 52円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（殿町出入口から湾岸環八出入口まで）。	5. 8km	142. 85円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（東扇島出入口から湾岸環八出入口まで）。	6. 4km	171. 42円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高	5. 8km	142. 85円

速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（殿町出入口から空港中央出入口まで）。		
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（東扇島出入口から空港中央出入口まで）。	6.4km	171.42円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（東扇島出入口又は殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、（１）から（２３）、（２６）から（３０）の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	12.0km 超 18.0km 以下	133.33円
	18.0km 超 24.0km 以下	152.38円
	24.0km 超	171.42円
首都高速道路の路線名中、（２４）、（２５）及び（３１）から（３６）の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	6.0km 以下	142.85円
	6.0km 超 12.0km 以下	171.42円
	12.0km 超 18.0km 以下	200円
	18.0km 超 24.0km 以下	228.57円
	24.0km 超	257.14円
首都高速道路の路線名中、（２４）、（２５）及び（３１）から（３６）の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から首都高速道路の路線における各出入口等（湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6.0km 超 12.0km 以下	114.28円
	12.0km 超 18.0km 以下	133.33円
	18.0km 超 24.0km 以下	152.38円
	24.0km 超	171.42円

③ 消費税等の取扱い及び割引額の単位

記②に定める割引額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

④ 実施する期間

平成２４年１月１日から平成２８年３月３１日まで

6 環境ロードプライシング割引(Ⅱ)

① 割引を適用する自動車

E T C車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から

同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車及び特大車とする。ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限るものとし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

② 割引率等

20％とする。ただし、下表Aに定める利用区間を通行する場合においては、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の額を適用し、下表Bに定める利用区間を通行する場合においては、同表の割引率を適用する。

表A

利用区間	割引後の額
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(36)の路線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から同地区における各出入口等まで。	907.40円

表B

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	15%
神奈川地区における各出入口等から首都高速道路の路線名中、(1)から(23)、(26)から(30)及び(37)の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	10%

③ 中型車の特例

記①及び記②にかかわらず、ETC車のうち中型車が上表Aに定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回ることとなる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。

④ 消費税等の取扱い及び割引額の単位

記②に定める割引を適用した額（記②表Aに定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤ 実施する期間

平成28年4月1日から令和23年3月31日まで

7 曜日別時間帯別割引

① 割引を適用する自動車

E T C 車

② 割引率

下表の区分及び時間帯に応じた割引率を適用する。また、割引後の料金の額に10円未満の端数があるときは、四捨五入により10円単位の端数処理をした額をもって徴収する料金の額とする。ただし、日曜日及び祝日における普通車は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、30%の割引率を適用し、50円未満の端数があるときは24捨25入により50円単位の端数処理をした額とする。

区分	時間帯	割引率
日曜日及び祝日	終日	20%
月曜日～土曜日 (祝日を除く。)	0時以後～6時前	20%
	22時以後～24時前	20%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。

③ 実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

8 大口・多頻度割引の契約単位割引

① 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者(以下本割引②において「利用者」という。)の自動車

② 割引率

利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の当該月間利用金額の合計に対し5%の割引率を適用する。

③ 実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

9 会社間連続利用割引

① 割引を適用する自動車

下表中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線

及び会社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行するE T C車

路線	接続地点	路線
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速横浜羽田空港線（横浜公園） 神奈川県道高速湾岸線（杉田、三溪園） 横浜市道高速2号線（石川町）

② 割引額

割引額は、普通車100円、大型車200円とする。

③ 実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

10 会社間乗継割引

① 割引を適用する自動車

下の表A及び表B中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行するE T C車
表A

路線	接続地点	路線
高速自動車国道第一 東海自動車道	世田谷区砧公園	都道首都高速3号線（池尻）
高速自動車国道東北 縦貫自動車道弘前線	戸田市美女木六丁目	都道首都高速5号線（板橋本町）
高速自動車国道常磐 自動車道・高速自動車 国道東関東自動車道 水戸線	三郷市番匠免二丁目	埼玉県道高速足立三郷線（八潮南）
一般国道14号（京葉 道路）	江戸川区谷河内二丁目	都道首都高速7号線（錦糸町）
高速自動車国道東関 東自動車道水戸線	市川市高谷	千葉県道高速湾岸線（浦安）
高速自動車国道東北 縦貫自動車道弘前線・ 高速自動車国道常磐 自動車道	川口市大字西新井宿	埼玉県道高速葛飾川口線（新郷）
一般国道466号（第 三京浜道路）・一般国 道1号（横浜新道）	横浜市神奈川区三ツ沢 西町	神奈川県道高速横浜羽田空港 線（東神奈川、子安、みなとみ らい）

一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市保土ヶ谷区狩場町	横浜市道高速2号線（阪東橋）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速湾岸線（杉田）

表B

路線	接続地点	路線
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	杉並区上高井戸三丁目	都道首都高速4号線（永福）
一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）	川崎市川崎区浮島町	都道高速湾岸線（湾岸環八、空港中央） 神奈川県道高速湾岸線（東扇島） 川崎市道高速縦貫線（殿町、大師）

② 割引額

表Aに係る割引額は、普通車100円、大型車200円とする。

表Bに係る割引額は、普通車200円、大型車400円とする。

③ 実施期間

平成24年1月1日から平成26年3月31日まで

1.1 中央環状線迂回利用割引

① 割引を適用する自動車

谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行するETC車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

入口等（起点）	出口等（終点）
世田谷区砦公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋	三郷ジャンクション（三郷を含む。以下同じ。）、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷	三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）

	部)、千鳥町、浦安、葛西
さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町	江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）及び（31）から（36）の路線における各出口等
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）及び（31）から（36）の路線における各出口等
三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平	杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）及び（31）から（36）の路線における各出口等
江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）及び（31）から（36）の路線における各出口等
市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、（24）、（25）及び（31）から（36）の路線における各出口等

大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(36)の路線における各入口等	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
--	---

② 割引額

割引額は、普通車100円、大型車200円とする。

③ 実施期間

平成24年1月1日から平成26年3月31日まで

12 深夜割引

① 割引を適用する自動車

ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車

② 割引率

20%とする。

③ 実施期間

令和4年4月1日から令和23年3月31日まで

13 大口・多頻度割引の車両単位割引

① 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

② 割引率

A 記①の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

B 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、利用した出入口等下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

表 B

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	10%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	20%
30,000 円を超える部分	25%

表 C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表 D

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表 E

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	10%

③ 実施期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

2 高速道路貸付料の額の減額

法第7条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

高速道路貸付料の額の減額（百万円）	6 1 4, 8 4 7
-------------------	--------------

3 一般会計に承継される機構債務

法第7条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務	承継額（百万円）			利率 （％）	償還期限	利息支払期
		元本	利息			
財政融資資金貸付金借入金 14101	4,365	4,026	339	1.20	平成34年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14102	45,928	42,644	3,284	1.10	平成34年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14103	15,974	14,929	1,045	1.00	平成34年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14104	35,003	32,859	2,144	0.90	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14105	24,300	22,812	1,488	0.90	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14106	47,050	44,471	2,579	0.80	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14107	171,248	162,976	8,272	0.70	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14108	8,999	8,565	434	0.70	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14109	13,750	13,176	574	0.60	平成34年12月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14110	13,805	13,306	499	0.50	平成35年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14111	14,579	13,562	1,017	1.00	平成35年6月20日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 11101	7,000	6,903	97	2.10	平成21年9月29日	7月28日 1月28日

政府保証に号 第 178 回道路債券	98, 471	92, 500	5, 971	1. 50	平成 27 年 3 月 20 日	5 月 30 日 11 月 30 日
-----------------------	---------	---------	--------	-------	------------------	-----------------------

(注 1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注 2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注 3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の軽減額（現行の収支明細における前提条件に基づき算定）を考慮している。

4 計画期間

平成 21 年 4 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日まで。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告し、必要に応じて本計画の変更を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条及び高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条に基づき、協定の変更を行う。

高速道路の路線名

- (1) 都道首都高速 1 号線
- (2) 都道首都高速 2 号線
- (3) 都道首都高速 2 号分岐線
- (4) 都道首都高速 3 号線
- (5) 都道首都高速 4 号線
- (6) 都道首都高速 4 号分岐線
- (7) 都道首都高速 5 号線
- (8) 都道首都高速 6 号線
- (9) 都道首都高速 7 号線
- (10) 都道首都高速 8 号線
- (11) 都道首都高速 9 号線
- (12) 都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海 2 丁目 3 5 番から同都江東区有明までの区間
- (13) 都道首都高速 1 1 号線
- (14) 都道首都高速葛飾江戸川線
- (15) 都道首都高速板橋足立線
- (16) 都道首都高速目黒板橋線
- (17) 都道首都高速品川目黒線
- (18) 都道高速湾岸線
- (19) 都道首都高速湾岸分岐線
- (20) 都道高速横浜羽田空港線
- (21) 都道高速葛飾川口線
- (22) 都道高速足立三郷線
- (23) 都道高速板橋戸田線
- (24) 神奈川県道高速横浜羽田空港線
- (25) 神奈川県道高速湾岸線
- (26) 埼玉県道高速葛飾川口線
- (27) 埼玉県道高速足立三郷線
- (28) 埼玉県道高速板橋戸田線
- (29) 埼玉県道高速さいたま戸田線
- (30) 千葉県道高速湾岸線
- (31) 横浜市道高速 1 号線
- (32) 横浜市道高速 2 号線
- (33) 横浜市道高速湾岸線
- (34) 横浜市道高速横浜環状北線
- (35) 横浜市道高速横浜環状北西線
- (36) 川崎市道高速縦貫線
- (37) 一般国道 1 7 号 (新大宮上尾道路 (与野～上尾南))

別紙 2

- 都道首都高速1号線

都道首都高速2号線都道首都高速2号分岐線都道首都高速3号線[illegible]

都道首都高速4号線

丸の内JCT (仮称)	丸の内	八重洲	常盤橋	神田橋JCT	神田橋	竹橋JCT	北の丸	代官町	三宅坂JCT	外苑
									—	2.9
									1.4	4.3
									—	—
									2.2	5.1
					0.0	0.9	1.3	—	3.1	6.0
						0.9	1.3	—	3.1	6.0
						1.6	2.0	—	3.8	6.7
			0.6	—	—	2.2	2.6	—	4.4	7.3
		0.2	—	—	—	2.4	—	—	4.6	7.5
	—	0.4	1.0	—	—	2.6	3.0	—	4.8	7.7

外苑	三宅坂JCT	代官町	北の丸	竹橋JCT	神田橋	神田橋JCT	新宿	代々木	西新宿JCT	初台	幡ヶ谷	永福	高井戸	中央自動車道 富士吉田線
														—
														—
														2.7
														—
														6.0
														6.8
														7.1
														7.8
														—
														9.9
														10.6
														12.8
														13.5
														14.2
														14.9
														—
														15.0
														15.7
														16.6
														16.6
														16.6
														17.3
														17.9
														17.9
														18.1
														18.1
														18.3

都道首都高速4号分岐線

江戸橋JCT	江戸橋	呉服橋	神田橋JCT
			—
			0.2
			0.8
	—	0.4	1.0

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

竹橋JCT・ 一ツ橋	西神田	飯田橋	早稲田	護国寺	東池袋	北池袋	熊野町JCT	板橋JCT	板橋本町	中台
										—
										2.9
										4.1
										5.1
										—
										—
										6.9
										—
										—
										10.8
										—
										—
										13.2

中台	高島平	戸田南	美女木JCT・ 戸田
			—
			—
			—
			11.2
			12.4
			13.4
			—
			15.2
			—
			—
			19.1
			—
			21.5

[illegible]

堀切JCT	四つ木
	1.5

	八潮	三郷JCT・ 三郷
八潮南	1.5	4.6
加平	4.4	7.5
小菅JCT	7.3	10.4
小菅	—	—
堀切JCT	8.5	11.6
堤通	9.9	13.0
向島	11.6	14.7
駒形	—	—
両国JCT	—	—
箱崎JCT・箱崎・ 浜町・清洲橋	17.3	20.4
江戸橋JCT	18.5	21.6

都道首都高速7号線

				一之江	京葉道路
			小松川	—	—
		小松川JCT	—	—	—
	錦糸町		0.3	1.7	3.8
兩國JCT		—	4.4	5.8	7.9
	2.5	—	6.9	8.3	10.4

都道首都高速8号線

京橋JCT	東京高速道路
	0.1

都道首都高速9号線

				枝川	辰巳JCT
			塩浜	—	1.7
		木場	—	—	2.2
	福住		—	—	—
箱崎JCT・箱崎・浜町・清洲橋		0.6	—	—	4.1
—	—	1.8	—	—	5.3

都道首都高速11号線

芝浦JCT	台場	有明JCT
	2.8	5.0

都道首都高速葛飾江戸川線

				清新町	葛西JCT
			船堀橋	—	—
		小松川JCT・中環小松川	2.2	4.7	—
	平井大橋	—	—	—	—
四つ木	—	—	—	—	—
	2.6	5.0	—	8.7	11.2

都道首都高速晴海線

晴海	豊洲	東雲JCT
	—	1.3
		2.7

都道首都高速板橋足立線

			王子南・王子北	江北JCT
		新板橋	—	2.7
	滝野川	—	—	—
板橋JCT	0.9	1.0	4.4	7.1

都道首都高速品川目黒線

	五反田	大井JCT
大橋JCT	3.4	9.4

都道首都高速目黒板橋線

熊野町JCT	高松	西池袋	中野長者橋	西新宿JCT	初台南	富ヶ谷	大橋JCT
							—
							0.4
							2.4
熊野町JCT	高松	西池袋	中野長者橋	西新宿JCT	初台南	富ヶ谷	—
							1.6
							—
							7.1
熊野町JCT	高松	西池袋	中野長者橋	西新宿JCT	初台南	富ヶ谷	9.1
							—
							—
							—
熊野町JCT	高松	西池袋	中野長者橋	西新宿JCT	初台南	富ヶ谷	11.0
							—
							—
							—

神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

川崎浮島JCT・浮島	湾岸環八	空港中央	東海JCT	大井南・中環大井南	大井JCT	大井	臨海副都心	有明JCT	東雲JCT	有明	辰巳JCT
											—
											1.4
											1.4
川崎浮島JCT・浮島	湾岸環八	空港中央	東海JCT	大井南・中環大井南	大井JCT	大井	臨海副都心	有明JCT	東雲JCT	有明	—
											2.9
											—
											6.2
川崎浮島JCT・浮島	湾岸環八	空港中央	東海JCT	大井南・中環大井南	大井JCT	大井	臨海副都心	有明JCT	東雲JCT	有明	—
											6.9
											8.1
											9.5
川崎浮島JCT・浮島	湾岸環八	空港中央	東海JCT	大井南・中環大井南	大井JCT	大井	臨海副都心	有明JCT	東雲JCT	有明	—
											13.8
											—
											18.0

辰巳JCT	有明	東雲JCT	有明JCT	臨海副都心	大井	大井JCT	大井南・中環大井南	東海JCT	空港中央	湾岸環八	川崎浮島JCT・浮島	高谷JCT
												—
												6.4
												9.8
辰巳JCT	有明	東雲JCT	有明JCT	臨海副都心	大井	大井JCT	大井南・中環大井南	東海JCT	空港中央	湾岸環八	川崎浮島JCT・浮島	—
												11.2
												13.1
												14.6
辰巳JCT	有明	東雲JCT	有明JCT	臨海副都心	大井	大井JCT	大井南・中環大井南	東海JCT	空港中央	湾岸環八	川崎浮島JCT・浮島	—
												17.5
												20.8
												21.5
辰巳JCT	有明	東雲JCT	有明JCT	臨海副都心	大井	大井JCT	大井南・中環大井南	東海JCT	空港中央	湾岸環八	川崎浮島JCT・浮島	—
												22.7
												24.1
												28.4
辰巳JCT	有明	東雲JCT	有明JCT	臨海副都心	大井	大井JCT	大井南・中環大井南	東海JCT	空港中央	湾岸環八	川崎浮島JCT・浮島	—
												32.6
												—
												—

都道首都高速湾岸分岐線

東海JCT	昭和島JCT
	1.9

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

小菅JCT	千住新橋	扇大橋	江北JCT	鹿浜橋	東領家	加賀	足立入谷	新郷	安行	新井宿	川口JCT
											—
											—
											4.9
小菅JCT	千住新橋	扇大橋	江北JCT	鹿浜橋	東領家	加賀	足立入谷	新郷	安行	新井宿	—
											6.3
											—
											8.6
小菅JCT	千住新橋	扇大橋	江北JCT	鹿浜橋	東領家	加賀	足立入谷	新郷	安行	新井宿	—
											10.3
											12.5
											13.6
小菅JCT	千住新橋	扇大橋	江北JCT	鹿浜橋	東領家	加賀	足立入谷	新郷	安行	新井宿	—
											16.6
											18.5
											—

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

本牧JCT	新山下	山下町	石川町JCT	石川町	横浜公園	みなとみらい	横浜駅東口	金港JCT	東神奈川	子安	守屋町
										—	—
										2.2	—
										3.5	—
							0.7	1.5	2.8	5.0	—
						2.4	3.1	3.9	5.2	7.4	—
						—	—	—	—	—	—
						3.0	3.7	4.5	5.8	8.0	—
						3.5	4.2	5.0	6.3	8.5	—
						4.2	4.9	5.7	7.0	9.2	—
	1.0	—	2.2	2.2	2.8	5.2	5.9	6.7	8.0	9.5	—

本牧JCT	新山下	山下町	石川町JCT	石川町	横浜公園	みなとみらい	横浜駅東口	金港JCT	東神奈川	子安	守屋町	羽田

神奈川県道高速湾岸線

横浜横須賀道路 金沢支線	幸浦	杉田	磯子	三溪園	南本牧ふ頭	本牧ふ頭	本牧JCT	大黒JCT・ 大黒ふ頭	扇島 (仮称)	東扇島	川崎浮島JCT ・浮島
											4.1
											7.1
											12.1
											15.2
											15.2
											16.7
											16.7
											23.4
											23.4
	—	3.1	—	6.9	—	—	10.3	13.4	18.4	21.4	25.5
	—	4.0	—	10.0	—	—	13.4	16.5	21.5	24.5	28.6
	—	—	—	10.9	—	—	14.3	17.4	22.4	25.4	29.5

横浜市区道高速1号線

金港JCT	横浜駅西口	三ツ沢	第三京浜道路・ 横浜新道

横浜市区道高速2号線

石川町JCT	阪東橋	花之木	永田	横浜横須賀道路

横浜市区道高速湾岸線

生麦JCT	大黒JCT・ 大黒ふ頭

横浜市区道高速横浜環状北線

横浜港北JCT・ 横浜港北	新横浜	馬場	岸谷生麦	生麦JCT

横浜市区道高速横浜環状北西線

横浜青葉 JCT	横浜港北JCT・ 横浜港北

川崎市区道高速縦貫線

富士見 (仮称)	大師JCT・ 大師	殿町	川崎浮島JCT

埼玉県道高速さいたま戸田線

さいたま見沼	新都心	新都心西	与野JCT (仮称)	与野	浦和北	浦和南	美女木JCT

一般国道17号(新大宮上尾道路)

上尾南 (仮称)	宮前 (仮称)	宮前南 (仮称)	大宮 (仮称)	与野JCT (仮称)	与野

自動車の車種区分

別紙 3

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者である者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして首都高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者である者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

以 上